

## 第4話〈自治組織〉の参考資料

### 第4話の要約

金融機関として出発した和合会は、明治の末、外録組合改良規約会と合併して、集落の重要事項の決定、執行、司法権をもつ自治組織に成長しました。大正中期にヒ素公害が起ると、鉾山に対抗する集落の要の役を果たしました。

### 第4話の参考資料

#### 4-1 斎藤正健教諭による和合会議事録の発見

齋藤正健「谷間からの告発」（「怨民の復権—土呂久訴訟への道—」所収；P45-46）

確かな記憶に基づく貴重な証言が、次々と語られました。淡々とした口調でしたが、悔やしさがふき出すのでしょうか、顔を赤らめておられました。十市郎さんと私は、固く手を握りあいました。別れる前、私たちが鉾毒の資料を求めて役場や保健所に行ったが全然手に入れることができなかつた、と告げて、どこかに証拠書類は残っていないか、とたずねたところ、こう答えられたのです。

「土呂久和合会はほとんど毎年、亜硫酸煙害問題を話し合った。議事録にこのことが記録してあるはずだ。確か、土呂久南のだれかが保管している」

やはり、証拠の記録はあったのです。住民はちゃんと、それを残していたのです。三日後の（一九七一年十二月）七日、十市郎さんに会って、さらに詳しい話を聞いて、九日夜、土呂久南の家々に電話をかけてみました。ついに、土呂久和合会議事録を保管している家をつきとめました。

夜の明けるのを待ちきれず、翌朝五時半ごろ家を飛び出しました。大きな石のゴロゴロしている曲りくねった山道を、バイクで夢中でつつ走りました。着いたのは六時近くでした。

佐藤菊男さんの家です。大きないろりの囲りには、近くの方二人も集まっておられました。そこに、明治二十三年に土呂久和合会が創立してからの議事録のつづりが、何冊も重ねてありました。古風な和とじの本でしたが、中には筆や鉛筆で話し合われた議題や出席者名などが、簡条書きで簡潔に記してあります。そしていたるところに、亜硫酸煙害や補償に関することが書いてあるのです。土呂久鉾毒事件の動かぬ証拠を、やっと手に入れることができたのです。

#### 4-2 和合会と規約会の合併に関する和合会議事録からの抜粋

明治四十四年五月二十五日

一、和合規約両会合併ノ件

会ハ毎年五月、十一月各二十五日開会ノ事ニ決定ス

毎回和合会関係者ハ九時揃、他ハ一時揃ヒノコトニ決定ス

明治四十四年十一月三十日 規約和合会議事

一、和合規約会合併ニ付キ両会則ノ合併訂正ヲナシ、村長並ニ両会発起者等ニ、ソレガ訂正法ヲ願ヒ決定ノ上印刷物トシ各自持参シテハ如何

決定事項

一、会長ヨリ右和合規約両会合併スルニ付、会則ノ訂正ヲ村長並ニ役場吏員等ニ依頼シ合本トナシ、印刷物トナス事ニ決ス

#### 4-3 外録組合改良規約会 (全文)

(表紙)

外録組合改良規約会 規約条券

(本文)

外録組合改良規約会

規約条券

第一条 本会ハ外録組合改良規約会ト称ス

第二条 本会ノ目的ハ品行端正ヲ旨トシ改良適進歩上総而諸般ノ整理改革ヲ計ニアリ

第三条 本会規約員中家属悉皆諸事改良法ニ進ミ整理和睦ヲ旨トシ注意ニ注意ヲ加エ村役場且門世話人組頭等ヨリ沙汰アル時ハ其事情ヲ撰ハズ直ニ召集時間ニ経過セザル様出頭ス可シ

第四条 第三条ニ載スル如ク召集時間ニ経過シ尚追加時間ニ迄経過ニ及ブ時ハ時間后出頭スルモ違約条件ニ依リ相当ノ課料ヲ充ツル者トス  
但シ通例ノ集会時間ハ正午十二時トス

第五条 事故ニヨリ係リ役向キヨリ何事ヲ問沙汰シ組中総集会若クハ名差シニテ召集セラルルモ其事故ヲ問ハズ出頭時間ニ経過セサル様直ニ出頭ス可キ者トス

第六条 村役場等ヨリノ達者且相談件組合総集会若シクハ名差シニテ集会旨沙汰ニ応ジタルモ止ヲ得ザル事故ニヨリ出席能ハザル時ハ集会時間ヨリ壹時間前ニ本会組長又ハ門世話人或ハ組頭並ニ取締役員エ其事情ヲ申立届出可シ縦令届出ルモ其受付人ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ欠席スルヲ得ズ  
但 其手数ヲナサズ欠席シタ者ハ違約条件ニヨリ課料ヲ申付ベシ

第七条 納税期日時間ノ旨能々注意シ布令時間ニ違ハサル様上納ス可シ若其布令時間ニ経過シタル時ハ門世話人方エ上納スルモ門世話人ハ是ヲ取次ガズ若都合ニ依リ其期日ニ納ムル能ハザル時ハ直ニ世話人且組頭方エ事情申立届出可シ若無届不納ノ者ハ違約ノ条件ニ依リ過料ノ命ヲ受クルモ決而異論申ス事ヲ得

ズ

第八条 茸山切込アル場所ニ於テハ所有者エ無届ニテ山狩等ニモ入込事ヲ得ズ若無届ニテ入込シ者ヲ見付タル時ハ直ニ本会組長ヘ其者引連届出可シ組長ハ其人ヲ受取組長取締役等召集相談ノ上課料ハ其談決ニ依ル

第九条 右条々ノ件旨違背シタル者ハ左之違約条件ニ依ル

一、召集ニ応ジ無届欠席ノ者ハ課料金参拾銭

一、召集時間迄ニ経過シタル者ハ課料金貳拾銭

一、納税之際無届不納ノ者ハ課料金参拾銭

右ノ納税ノ事実行ス可決旧七月二十四日

一、上納布令期日時間ヲ経過シタル者ハ課料金貳拾銭

第拾条 第九条違約条件ニ依リ課料金ヲ納ム可キ旨沙汰アリタル時ハ直ニ本組長エ納ム可シ組長ハ是ヲ受取貯蓄シ若組内非常ノ事故差起リ又ハ道路修繕等ノ為メ使用ヲ認ムル時ハ組頭或ハ取締役等エ相談ノ上其費用等エ充ル者トス

第拾壹条 本組合規約会毎年壹回或者貳回組頭組長取締役協議ノ上可成組内休暇ノ際ヲ撰ヒ組内総会議ヲ開キ互ニ必用之談話等ヲナス者トス

第拾貳条 本会之趣旨改革変更スベキ点有ルモ組内總會ノ上半数以上ノ賛成ヲ得ルニ非ラザレバ改正スルヲ得ズ

第拾参条 本会組内ニ於テ毎年貳回以上ノ家属婦人会ヲ設ケ婦人ハ老若ヲ撰バズ集会ノ上互ニ婦人ノ必用ナル事故即品行端正ヲ旨トシ談話ヲナシ若シクハ都合ニ依リ弁舌者ヲ依頼スル事アルベシ此集会布令ヲ受無届ニテ欠席シタル者ハ課料金拾銭ヲ本組長ニ納ム可シ

第拾四条 本婦人会開会ノ布令ニ応ジ出席スル能ハザル件有之時ハ其旨向寄ノ取締役エ届出可シ

第拾五条 本会組内ニ於テ組長壹人副組長壹人組頭参人取締役参人ヲ置其撰任者撰挙ニ限ル

第拾六条 組長ハ其組内ノ諸般ノ事故ヲ取調べ又ハ要件ヲ布令シ副組長ハ組長ノ止ヲ得ザル事故アル時組長ニ代リ事務ヲ取扱フモノトス

組頭ハ惣見 南 畑ヶ中ノ三頭壹人宛ヲ置キ其組内ノ諸般ヲ取扱フノ任務ヲ有ス

取締役ハ是モ前項ノ通り三組ニ置品行上ヲ始メ集会時間等ノ不整ヲ来サザル様注意取締ヲナス可キ任務ヲ有ス

第拾七条 何事ニ依ラズ集会等之際下駄草履等踏変ルコトアル者ハ其変リシコト心付キシ上ハ直ニ其理由ヲ断リ持出ルニ非ザル内人ヨリ咎メヲ受ケタル時ハ課料金拾銭ヲ組長エ納ム可シ若踏変タル儘理由ヲモ申出ズ断リヲモナサズシ不日其事明白シタ時ハ課料金参拾銭ヲ組長エ納ムベシ若課料金モ納メズ只等閑ナル時ハ向寄取締役ヨリ請求ス

第拾八条 組長副組長取締役役員ハ満参ヶ年ヲ任務期限トシ其満期ズル時ハ集会ノ上  
改撰スベシ

門世話人組頭役其他小布令役者は迄ノ通り満参ヶ年毎ニ改撰ス

第拾九条 第拾参条ニ揚グル婦人会開設ノ際ハ該会取締役ヲ惣見 南 畑ヶ中ノ三  
組ニ貳人宛撰定シ其婦人組内調整ヲ計ル者トス

第貳拾条 前項貳拾ヶ条之趣違背ナキ様ニ注意シ若不注意ノ点アル時違約条件ニ依  
リ課料金之請求ニ応ズルモ異論故障無之為メ外録組合改良規約会ヲ設ケ本書  
規約条券ニ組合戸主悉皆連名連署スル上ハ戸主ノ已ナラズ家属壹般注意シ此  
証券ノ旨屹度守護スル者也

依而連署如件

(組長 佐藤栄吉以下、副組長、惣見組取締役、南組取締役、畑ヶ中取締役、土呂久  
門世話人 6 人の署名をした上を×で消したあとに次の記載あり)

明治三拾八年旧正月二十四日規約会議ニ於改選此六名解任

(さらに惣見組頭、南組頭、畑ヶ中組頭の 3 人の署名があつて、紙を改めて「婦人  
会取締役女子ニ限ル」として、惣見組取締役、南組取締役、畑ヶ中取締役それぞれ  
2 名の署名がある。つづいて)

第貳拾壹条 前項二十ヶ条之規約義務ヲ有スル年齢者壹七歳以下ハ幾分減少アル者  
トシ是ハ役員中協議ニ依ル規約義務実行可年齢ハ壹七歳以上ト定ム

前項貳拾壹ヶ条之通り組織シ確定ス

但 役員年齢者満貳拾歳以ノ人員ヲ撰ムモノトス

明治参拾四年旧正月二十四日押印

組織済

(紙を改めて)

規約会員連名之部

(惣見組 18 名うち 3 名は縦線で消している。南組ノ部 14 名うち 2 名は縦線で消し  
ている。畑ヶ中組 8 名の名前が記してある)

(祝詞)

規約会祝詞

凡そ結合すれば磐石よりも堅く、協力させれば累卵よりも危し、其れこれを譬  
ふれば一家の如し、夫婦兄弟親睦すれば一家安全なり。然り而して我国は開闢以来  
今に至るまで二千五百有余年の久しき間、上に晴明の天子を戴き、国民愛国の心に  
富みて、未だ曾て尺寸の地と雖も外国の為に蹂躪せられざるのみならず、屢々国  
威を輝かせり。而して明治照代の世に至りては諸強国と巖然相對して (2 字不明)  
に十分の面目を保てり、又々日露と鬬端を開き、今や遼陽陥り、既に旅順も陥落に  
歸し、最早ホ一天、又我が圧する所とならんとす。斯るも地方にありて懇親会を設  
立し、或は青年会を設け、或は規約会を設立して文明開化の位置に至らしめ、愛国

忠を養成する懇親即ち規約会設立は、悪を捨て善を取り風習を改良する材良なりと察す。余此処に一言謹んで祝す。

明治三十八年旧正月二十四日

佐藤金蔵

(裏表紙)

明治参拾四年旧正月二十四日

規約組織 土呂久組

佐藤正四さんの話（1983年1月）

佐藤金蔵は「先」の清助さんの兄弟。若松駅の駅長をしたことがある。たまたま帰ってきたときに、外録組合改良規約会の条券ができて、その最後に「規約会祝詞」を書いた。

4-4 自治組織に発展したことを示す和合会議事録

大正三年十一月二十五日

農事小組合ノ発展ヲ期スル事、即チ農事ノ改良、共同事業ノ実行等ナシ、基本金ノ増殖ヲ計ル事

大正四年三月九日

椎茸切込ミノ所ニ無案内ニテ立入り戻リタルモノヲ発見ノ時ハ、直チニ会長ニ引キ出シ、タトヘ茸盗ヲナサズトモ、ソレ以前ニ盗難ニアイタル時ハ、ソノ人ニ其罪ヲ負ハシムルトモ、決シテ故障申立テザル事ニ決ス

大正七年三月六日

産物売買ニ付キ共同販売ヲナシ、物品買入ニ付テハ共同購入ヲ実施シ、組合内ニ利殖ヲ計ル事

大正九年三月十四日

土呂久和合会会員中ニ於テ物品盗難ニ罹リタル時ハ、罹災者ノ要求ニ依リ臨時役員会ヲ開キ、役員ノ協定ニ依リテハ、一般ノ家宅搜索ヲナス事アル共異議ナキ事ヲ申合ノ上規約証制定シ、各自左記ニ連署スルモノ也